

札幌市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

札幌市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第11号)の一部を次のように改正する。

(1) 第3条に次の1号を加える。

(3) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、同項の規定の適用を受けるに至つた際国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項又は第2項の規定により本市に住所を有するものとみなされていたもの

(2) 附則第2条を次のように改める。

第2条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、後期高齢者医療の被保険者に係る特例規定が追加されたことから、本市が保険料を徴収する被保険者について所要の規定整備を行う等のため、本案を提出する。